

10. 小腸機能障害

◆ 1) 小腸の障害像

2) エネルギー補充の必要性

の2つで等級認定する

◇ 1)、2)のすべての条件を満たす必要がある

- ・ より低い方の等級で認定する

◇ 小腸大量切除による残存空・回腸長の減少

- ・ 75cm未満（乳幼児期は30cm未満） 1級
- ・ 75cm以上、150cm未満（乳幼児期は30cm以上75cm未満） 3級
- ・ 150cm以上（※ 大量切除とは見なされない） 4級

◇ 小腸疾患による永続的な小腸機能の低下

- ・ 疾患名は等級認定に影響しない

◆ 2) エネルギー補充の必要性

◇ 栄養維持が困難【必須条件】

- ・ 栄養療法開始前に次のどちらかが認められる
 - ・ 最近3ヶ月間の体重減少率が10%以上
(15歳以下は身長・体重増加がみられないこと)
 - ・ 血清アルブミン濃度が3.2g/dl以下

◇ 既に栄養療法（中心静脈栄養、経腸栄養）を実施中

◇ 栄養療法を行う必要がある

1級 推定エネルギー必要量の60%以上を常時中心静脈栄養で補う

3級 推定エネルギー必要量の30%以上を常時中心静脈栄養で補う

4級 随時中心静脈栄養や経腸栄養で補う

※「随時」とは、6ヶ月間に4週間程度の頻度

（月あたり4-5日、週あたり1日）

◆ 再認定は必須

◇ 小腸大量切除（残存空・回腸長が150cm未満、すなわち1・3級相当）を除いて、3年後に再認定

◆ 小腸切除・疾患以外は対象外

◇ 嚥下障害による経腸栄養や悪性腫瘍末期による悪液質は認定対象外である

◆ 小腸移植術後

◇ 術後の抗免疫療法を継続実施している間は1級